

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年3月10日（令和4年（行個）諮問第5067号及び同第5068号）

答申日：令和4年10月20日（令和4年度（行個）答申第5118号及び同第5119号）

事件名：本人に係る特定日付け裁決書の不訂正決定に関する件
本人に係る特定日付け裁決書の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1及び別表2の各1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求及び利用停止請求につき、不訂正及び利用不停止とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求及び法36条1項に基づく利用停止請求に対し、令和3年11月17日付け厚生労働省発障1117第5号及び同第6号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分1」という。）及び利用不停止決定（以下「原処分2」といい、「原処分1」と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 第1に

当該訂正申立事件に関する形式的な判断として、原処分1・令和3年11月17日付け厚生労働省発障1117第5号では、当該訂正請求の対象となる審査請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」には、当該保有個人情報でも対象行政文書に記載された「評価・判断」はその対象にならない旨主張された。

しかし、法27条1項各号において、自己を本人とする保有個人情報につき、その内容が事実ではないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係であり、当該訂正請求に係る保有個

人情報の対象とは、行政庁による公権力の権限が及ぶべき対象行政文書に自己を本人とする保有個人情報のうち事実でないと思料されるべき客観的合理性ある保有個人情報であること本件訂正請求においても同様と抗議する。

そして、司法上の裁判例では、本件訂正請求と同様の法的関係にある民事訴訟法257条（更正決定）1項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平9・3・31判時1613・114）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条2項（旧194条3項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択においても、同法257条2項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法32条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な誤記の訂正だけではなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認した法的関係と解されるべきであり、法27条1項所定の事由による訂正請求については、審査請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する事実の対象には、明らかな事実誤認や違法性のある誤記など評価・判断を含め行政不服審査法が審査請求人の権利義務関係に直接的に変動を及ぼす法的関係を認めた対象行政文書自体も「保有個人情報」として保護すべき対象「事実」と法解釈することが妥当であって、既に本件原決定においても行政不服審査法による審査請求も教示されており、また法42条（審査会への諮問）では開示請求だけでなく、訂正請求や利用停止請求に対する不服申立まで想定されている法的関係であり、司法上の判断でも、裁判例（最判昭49・7・19民集28・5・759）では、「原処分を取り消し又は変更する裁決は異議決定庁を拘束するが、原処分を適法と認めて審査請求を棄却する裁決があっても異議決定庁は独自の審理判断に基づいて自ら原処分を取り消し又は変更することを妨げない。」旨判示されているとおり、本来の社会的責務に基づけば、行政機関の判断を問わず、公益上の観点をもって、対象「事実」を検証して、審理過程上の重大な欠陥があれば、当該訂正請求に係る保有個人情報に関する事実を是正すべきであり、その行政権の違法性を自認することも認められる法的関係である。

イ 第2に

当該利用停止請求事件に関する形式的な判断として、原処分2・令

和3年11月17日付け厚生労働省発障1117第6号では、前記のとおり、当該形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合、その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なること明白であるから、行政機関の長は審査請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する当該原処分においても、当該保有個人情報に関する対象行政文書を利用停止せざるを得ず、必要不可欠であること明白。

ウ 第3に

当該訂正申立事件及び当該利用停止請求事件に関する実質的な判断として、最初に、原処分の理由では、審査請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥ある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

最後に、原処分の理由では、審査請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する客観的な事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけでなく、現在及び将来的にも個人情報を管理する関係行政庁における社会法益にも著しい矛盾をきたす審理過程上の重大な欠陥ある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

エ 捕捉として

（原審）請求の趣旨第1項ないし第3項に関する理由は、本件審査請求とは、審査請求人が厚生労働大臣に対し平成21年10月26日付け改正前の行政不服審査法5条に基づく法令に基づく申請であり、その趣旨は同年10月13日付け特定県知事名義による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項による措置入院処分の取消しを求める内容であること顕著な事実であるにも係わらず、厚生労働大臣は、平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書をもって、「これを本件についてみると、原処分の効果は、平成22年2月22日付けの処分庁による措置入院の解除により消滅し、また、他の原処分を理由に審査請求人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないため、審査請求人には原処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益が既に存しないというべきであって、審査請求人は原処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者とは認められないものと判断される」と理由を付されるが、昭和63年4月8日厚生省告示第125号・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律28条の2の規定に基づ

き厚生労働大臣の定める基準には、第2号に「自傷行為又は他害行為のおそれの認定に当たっては、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実行為等を考慮するものとする」との規定が明記されていることから、行政事件訴訟法9条1項（原告適格）括弧書きのとおり、将来的には、審査請求人は精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律29条1項に基づく法定措置が判断される際に原処分が取り消されない場合には、未処分時よりも過重な法的負担を強いられるため、原処分を取り消して回復すべき法律上の利益が存する法的関係であり、地方自治法2条10項に規定された第1号法定受託事務による本件原処分の法的規範力とは、同条17項に基づけば法的にも無効と看做されているから、平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書は、改めて法27条1項3号に基づき、早急にも審査請求人に関する本件保有個人情報の重大な欠陥を訂正しなければならない。

オ 主な争点

- (ア) 平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決における法律上の利益につき、昭和63年4月8日厚生省告示第125号・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律28条の2の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準・第2号「自傷行為又は他害行為のおそれの認定に当たっては、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実行為等を考慮するものとする」との規定が、行政事件訴訟法9条1項（原告適格）括弧書きに該当する法的関係であるか否かの是非
- (イ) 平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書に記載された審査請求人の当該保有個人情報違法とされた場合には、地方自治法2条10項に規定された第1号法定受託事務である当該裁決が同条17項に基づき法的にも無効とされるか否かの是非
- よって、結果的には、（原審）請求の趣旨第4項に関する理由は、作為的に作成・記録された違法な保有個人情報を「審査請求に係る裁決を行うため」とする目的をもって利用されること法ないし公文書等の管理に関する法律いずれの立法趣旨とも著しく性質が異なり、改めて地方自治法2条10項に規定された第1号法定受託事務による本件原処分の法的規範力とは同条17項に基づけば法的にも無効と看做される点を顧慮すれば、明らかに関係行政機関を含め原処分に関する利害関係人が社会正義に反して悪用し続ける意図があることは、法3条2項の規定に違反して保有されていると言わざるを得ない特段の事情であるから、平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書は改めて法36条1項1号に基づき、

早急にも真正な個人情報に是正されるべく利用停止ないし消去されなければならない。

(2) 意見書—諮問庁の主張をいずれも否認する—

ア 第1に

令和3年11月17日付け厚生労働省発障1117第5号、第6号で争点とする訂正対象につき、既に対象行政文書が法14条で開示される審査請求人（自己）を本人とする保有個人情報であり、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定された法的関係につき相共に争いのない顕著な事実であることから、本件審査請求を通じ当該諮問庁における訂正申立事項等を再考する機会として善解すべきであり、法29条は「訂正請求に係る」と限定して法27条1項に規定された「自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でない（と思料するとき）」に従うべき法的関係であるから、司法上の裁判例では、まず本件訂正申立てと同様の法的関係にある民事訴訟法257条（更正決定）1項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平9・3・31判時1613・114）「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条2項（旧194条3項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択においても、同法257条2項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたこと、改めて日本国憲法32条で保障された「裁判を受ける権利」は不服申立権の行使では形式的な誤記の訂正だけでなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認した法的関係と解すべきであって、法27条1項所定の事由による訂正申立てについては、審査請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」の対象には、明らかな事実誤認や違法性のある誤記等も単なる評価・判断ではなく、元々、行政不服審査法が審査請求人の権利義務関係に直接的に変動を及ぼす法的関係であることは、対象保有個人情報を含め対象行政文書が法的に保有個人情報として保護されるべき対象事実であると法解釈すること妥当であるから、更正判断を含めて、司法上の判断でも、裁判例（最判昭49・7・19民集28・5・759）は、「原処分を取り消し又は変更する裁決は異議決定庁を拘束するが、原処分を適法と認めて審査請求を棄却する裁決があっても、異

議決定庁は独自の審理判断に基づいて自ら原処分を取り消し又は変更することを妨げられない」旨判示されており、行政不服審査法2条による本来の社会的責務に基づけば、追加提出資料のとおり、処分行政庁による自らの社会的責務に基づく公権力の是正をもって改めて本件原処分の変更を自認すること法27条1項には反せず理由説明書主張する利用目的の範囲を超えるものではなく、形式的要件が満たされていることから、実質的な法的争訟を適正に審議すべきである。

イ 第2に

前述のとおり、原処分につき、諮問庁の判断には当初より審理過程上の重大な欠陥があるから、改めて、原処分は法3条2項（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報保有の禁止）規定だけではなく、法8条1項又は2項（目的外利用及び提供の制限）規定にも法的接触が生じることから、結果的に原処分に関する利用停止又は消去措置は免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 令和4年（行個）諮問第5067号

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年10月15日付け（同月18日受付）で、訂正請求者として、処分庁に対し、法27条1項の規定に基づき、同年8月13日付け厚生労働省発障0813第4号により開示決定のあった保有個人情報（裁決書（平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号））に係る訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

イ これに対して、処分庁が令和3年11月17日付け厚生労働省発障1117第5号により訂正をしない旨の決定（原処分1）を行ったところ、審査請求人がこれを不服とし、その取消しを求めて、同年128日付け（同月9日受付）で本件審査請求を提起した。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分1は妥当であるから、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 訂正対象該当性について（訂正対象該当性の検討）

保有個人情報の訂正請求については、法27条において、同条1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されているところ、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないものと解される。

審査請求人が本件訂正請求において訂正を求めているのは、審査請求人が、平成21年10月26日付けで提起した審査請求（以下「平成21年審査請求」という。）に対する裁決の「主文」及び「理由 第2判断」の部分であり、これらの情報は「事実」ではなく、厚生労働大臣が行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行審査」という。）40条1項に基づき平成21年審査請求は不適法であるとして裁決で却下する旨及びその理由を記載した箇所であるから「評価・判断」であると認められる。

したがって、本件訂正請求における訂正対象の情報は「事実」ではなく「評価・判断」部分であることから、本件訂正請求は不適法である。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、原処分1について「本件各原決定の理由では、審査請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れない」、また「本件各原決定の理由では、審査請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する客観的な事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけでなく、現在及び将来的にも個人情報を管理する関係行政庁における社会法益にも著しい矛盾をきたす審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れない」として原処分1の取消しを請求している。

しかしながら、原処分1については、上記アの理由から訂正をしない旨の決定を行ったものであり、訂正をしない理由も付記しており、その主張は失当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分1は妥当であるから、棄却すべきである。

2 令和4年（行個）諮問第5068号

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年10月15日付け（同月18日受付）で、利用停止請求者として、処分庁に対し、法36条1項1号の規定に基づき、同年8月13日付け厚生労働省発障0813第4号により開示決定のあった保有個人情報（裁決書（平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号））に係る利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

イ これに対し、処分庁が令和3年11月17日付け厚生労働省発障1117第6号により利用停止をしない旨の決定（原処分2）を行った

ところ、審査請求人がこれを不服とし、その取消しを求めて、同年12月8日付け（同月9日受付）で本件審査請求を提起した。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分2は妥当であるから、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 利用停止対象該当性について（利用停止対象該当性の検討）

法36条1項1号の規定に基づき保有個人情報の利用停止又は消去を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①適法に取得されたものではない、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、又は③所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

この点、①については、対象保有個人情報は、平成21年審査請求に対して、厚生労働大臣が旧行審法の規定に基づき裁決を行ったものであるから、適法に取得されていると認められる。

②については、旧行審法の規定により裁決を行ったという事実及びその内容を法令の規定に基づき保存するという利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している事実は認められない。

③については、法の許容する限度を超えて利用目的以外の目的で当該情報を利用又は提供している事実は認められない。

したがって、本件利用停止請求に理由があるとは認められない。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、原処分2について「本件各原決定の理由では、請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れない」、また「本件各原決定の理由では、審査請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する客観的な事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけでなく、現在及び将来的にも個人情報を管理する関係行政庁における社会法益にも著しい矛盾をきたす審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れない」として原処分2の取消しを請求している。

しかしながら、原処分2については、上記アの理由から利用停止をしない旨の決定を行ったものであり、利用停止をしない理由も付記しており、その主張は失当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分2は妥当であるから、

棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月10日 諮問の受理（令和4年（行個）諮問第5067号及び同第5068号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年4月5日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④ 同年9月29日 審議（同上）
- ⑤ 同年10月13日 令和4年（行個）諮問第5067号及び同第5068号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び本件利用停止請求について

本件対象保有個人情報とは、審査請求人が特定県知事から措置入院の処分を受けたことに対する平成21年審査請求に対する裁決書であり、法12条1項に基づき開示請求を行い、厚生労働省から令和3年8月13日付けの決定で開示されたものである。

審査請求人は、本件対象保有個人情報について、別表1及び別表2のとおり訂正及び利用停止（消去を含む。）することを求めているところ、①原処分1では、訂正請求の対象が「事実」ではなく「評価・判断」に当たることを理由として訂正請求は認められず、②原処分2では、審査請求人が主張する法36条1項1号の場合（利用停止をしなければならない場合に該当しないとして利用停止請求が認められなかった。

このため、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否及び利用停止の要否について検討する。

2 訂正請求について

（1）訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

（2）訂正の要否について

本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が法の規定に基づき保有個人情報の開示請求を行い、処分庁から開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

次に、当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報を確認したところ、審査請求人が訂正を求める別表1の3欄に係る通番1ないし通番3は、いずれも、平成21年審査請求に対して、裁決者としての「評価・判断」を示した箇所であると認められるから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものと認められる。

したがって、本件訂正請求は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

3 利用停止請求について

(1) 利用停止が認められる場合について

法36条1項は、何人も、i) 自己を本人とする保有個人情報が、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、ii) 法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又はiii) 法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨をそれぞれ規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2（3）ア）において、本件対象保有個人情報は、①平成21年審査請求に対して、裁決者である厚生労働大臣が旧行審法の規定に基づき裁決を行ったものであるから、適法に取得されている、②旧行審法の規定により裁決を行ったという事実及びその内容を法令の規定に基づき保存するという利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している事実は認められない、③法の許容する限度を超えて利用目的以外の目的で当該情報を利用又は提供している事実は認められないことから、本件利用停止請求に理由があるとは認められない旨を述べている。

イ 本件対象保有個人情報は、審査請求人が、平成21年審査請求に対して、①裁決者である厚生労働大臣が旧行審法の規定に基づき裁決を行ったものであるから、その取得方法が適法でなかったと認めることはできず、また、②旧行審法の規定に基づき裁決を行い、これを文書管理規則に基づき適切に保存するという用務の範囲で必要な個人情報を保有しているものであり、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しているとは認められない。

さらに、③審査請求人の利用停止請求書及び審査請求書（添付資料

を含む。)の内容をもってしても、本件対象保有個人情報、法8条1項及び2項の規定に違反して利用されていると認めるべき具体的事情は見当たらず、このため、諮問庁の説明は首肯でき、本件利用停止請求について、法38条の利用停止請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求につき、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない、及び法38条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないとして、不訂正及び利用不停止とした各決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合及び法38条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表1 本件訂正請求の内容

1 文書	2 通番	3 訂正箇所	4 審査請求人が求める訂正内容	5 訂正を求める理由
裁 決 書 平 成 2 3 年 1 0 月	1	平成21年審査請求に対する裁決書1頁の「主文」 「本件審査請求は、これを却下する」	「本件審査請求は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項による平成21年10月13日付け〇〇県知事による措置入院処分を取り消す」	本件審査請求とは、請求人が厚生労働大臣に対し平成21年10月26日付け改正前の行政不服審査法5条に基づく法令に基づく申請であり、その趣旨は同年10月13日付け特定県知事名義による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項による措置入院
5 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 障 1 0 0 5 第 2 号	2	同裁決書2頁の「理由」の「第2判断」の「2」 「2 これを本件についてみると、原処分の効果は平成22年2月22日付けの処分庁による措置入院の解除により消滅し、また、他の原処分を理由に審査請求人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないため、審査請求人には原処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益が既に存在しないというべ	「2 これを本件についてみると、昭和六十三年四月八日厚生省告示第百二十五号・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準には第二号「自傷行為又は他害行為のおそれの認定に当たっては、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事	実行為等を考慮する 取消しを求める内容であること顕著な事実であるにも係らず、厚生労働大臣は、平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書を以て「これを本件についてみると、原処分の効果は平成22年2月22日付けの処分庁による措置入院の解除により消滅し、また、他の原処分を理由に審査請求人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないため、審査請求人には原処分が取り消された場合に回復すべき法律上

	<p>きであって、審査請求人は原処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者とは認められないものと判断される」</p>	<p>ものとする」と規定されているから、審査請求人には原処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益が未だ存する者と認められ得ると判断される」</p>	<p>の利益が既に存在しないというべきであって、審査請求人は原処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者とは認められないものと判断される」と理由を付されるが、昭和六十三年四月八日厚生省告示第百二十五号・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準には第二号に「自傷行為又は他害行為のおそれの認定に当たっては、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実行為等を考慮するものとする」との規定が明記されているから、行政事件訴訟法9条1項（原告適格）括弧書きのとおり、将来的には審査請求人は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく法的措置が判断される際に原処分が取り消されない場合には未処分時よりも過重な法的負担を強いられるため、原処分を取り消して回復すべき法律上の</p>
3	<p>同裁決書2頁の「理由」の「第2判断」の「3」</p> <p>「3 よって、本件審査請求は不服申立適格を書き不適法であるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255号の2第1号及び行政不服審査法第40条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する」</p>	<p>「3 よって、本件審査請求は不服申立適格を満たし適法であるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255号の2第1号及び行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する」</p>	

				<p>利益が存する法的関係であり，地方自治法2条10項に規定された第一号法廷受託事務による本件原処分の法的規範力とは同条17項に基づけば法的にも無効と看做されているから，平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書は改めて法27条1項3号に基づき，早急にも審査請求人に関する本件保有個人情報の重大な欠陥を訂正しなければならない。</p>
--	--	--	--	--

(注1) 訂正請求書の内容を基に，当審査会事務局において作成

(注2) 表中の「原処分」は，上記第2の1の「原処分」とは異なる。

別表2 本件利用停止請求の内容

1 対象保有個人情報	2 求める措置	3 利用停止を求める理由
<p>裁決書</p> <p>平成23年10月5日 付け厚生労働省発障1 005第2号</p>	<p>利用停止ないし消去</p>	<p>利用停止ないし消去請求の理由は、作為的に作成・記録された違法な保有個人情報を「審査請求に係る裁決を行うため」とする目的をもって利用されること法ないし公文書等の管理に関する法律いずれの立法趣旨とも著しく性質が異なり、改めて地方自治法2条10項に規定された第一号法定受託事務による本件原処分の法的規範力とは同条17項に基づけば法的にも無効と看做される点を顧慮すれば、明らかに関係行政機関を含め本件原処分に関する利害関係人が社会正義に反して悪用し続ける意図があることは法3条2項の規定に違反して保有されていると謂わざるを得ない特段の事情であるから、平成23年10月5日付け厚生労働省発障1005第2号・裁決書は改めて法36条1項1号に基づき、早急にも真正な個人情報に是正されるべく利用停止ないし消去されなければならない。</p>

(注) 利用停止請求書の内容を基に、当審査会事務局において作成